八十五の二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事 市町村長	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の八十七の項中「、母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「貸付け」の下に「に関する情報、障害者自立支援給付関係情報」を加え、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に、「、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同表の百八の項中

都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	

を

市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
都道府県知事等	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	
都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

に改め、同表の百十六の項を次のように改める。

百十六　市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長
	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報であって主務省令で定めるもの	
都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	

別表第二の百十九の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	

を

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
	その他国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給に関することとされている者

に改める。

第七条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「所得税法」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二、所得税法」に改める。

第十九条第九号中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

別表第一の五十五の項の次に次のように加える。

五十五の二　預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の五十六の項の次に次のように加える。

五十六の二　農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であって主務省令で定めるもの